○外務省告示第五十号

一　次に掲げる各国の政府は、昭和六十三年十一月十一日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

アンティグア・バーブーダ	平成十二年一月二十一日
クロアチア共和国	平成十二年一月三十一日
エリトリア国	平成十二年二月四日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成十二年三月八日
アイスランド共和国	平成十二年五月十二日
ポルトガル共和国	平成十二年六月十二日
トンガ王国	平成十二年六月十五日
ドミニカ国	平成十二年六月二十一日
バルバドス	平成十二年八月十一日
ロシア連邦	平成十二年八月十八日
インド	平成十二年八月二十二日
グアテマラ共和国	平成十二年九月一日
ニュージーランド	平成十三年三月六日
ルーマニア	平成十三年五月十八日
カンボジア王国	平成十三年六月八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年七月二十日
シエラレオネ共和国	平成十三年七月二十六日
アルジェリア民主人民共和国	平成十三年八月二十日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十三年十月九日
パキスタン・イスラム共和国	平成十三年十二月六日
マラウイ共和国	平成十三年十二月十七日
ベトナム社会主義共和国	平成十四年五月二十七日
モーリシャス共和国	平成十四年十二月十七日
バングラデシュ人民共和国	平成十四年十二月十八日
ジャマイカ	平成十五年五月二日
エストニア共和国	平成十五年八月二十日
アイルランド	平成十五年九月二十四日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十五年十月十四日
ブルガリア共和国	平成十六年四月十三日
サモア独立国	平成十六年五月十八日
セントルシア	平成十六年六月二十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年六月十一日
パラグアイ共和国	平成十六年六月十五日
グレナダ	平成十六年六月二十八日
ツバル	平成十六年六月三十日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年七月十六日
フィジー諸島共和国	平成十六年七月二十八日
ニカラグア共和国	平成十六年十二月十七日
モルディブ共和国	平成十七年五月二十日
ホンジュラス共和国	平成十七年五月二十日
ウクライナ	平成十七年七月七日
モルドバ共和国	平成十七年十月十一日
キューバ共和国	平成十七年十月二十五日
リトアニア共和国	平成十八年四月二十日
イラン・イスラム共和国	平成十八年十月三十一日
キリバス共和国	平成十九年二月五日
ベルギー王国	平成十九年三月十九日
ベリーズ	平成十九年六月十四日
パナマ共和国	平成十九年九月十七日
モンゴル国	平成十九年九月十九日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

アンティグア・バーブーダ	平成十二年四月二十一日
クロアチア共和国	平成十二年四月三十日
エリトリア国	平成十二年五月四日
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	平成十二年六月八日
アイスランド共和国	平成十二年八月十二日
ポルトガル共和国	平成十二年九月十二日
トンガ王国	平成十二年九月十五日
ドミニカ国	平成十二年九月二十一日
バルバドス	平成十二年十一月十一日
ロシア連邦	平成十二年十一月十八日
インド	平成十二年十一月二十二日
グアテマラ共和国	平成十二年十二月一日
ニュージーランド	平成十三年六月六日
ルーマニア	平成十三年八月十八日
カンボジア王国	平成十三年九月八日
シリア・アラブ共和国	平成十三年十月十日
シエラレオネ共和国	平成十三年十月二十日
アルジェリア民主人民共和国	平成十三年十一月二十日
セントビンセント及びグレナディーン諸島	平成十四年一月九日
パキスタン・イスラム共和国	平成十四年三月六日
マラウイ共和国	平成十四年三月十七日
ベトナム社会主義共和国	平成十四年八月二十七日
モーリシャス共和国	平成十五年三月十七日
バングラデシュ人民共和国	平成十五年三月十八日
ジャマイカ	平成十五年八月二日
エストニア共和国	平成十五年十一月二十日
アイルランド	平成十五年十二月二十四日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成十六年一月十四日
ブルガリア共和国	平成十六年七月十三日
サモア独立国	平成十六年八月十八日
セントルシア	平成十六年八月二十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成十六年九月十一日
パラグアイ共和国	平成十六年九月十五日
グレナダ	平成十六年九月二十八日
ツバル	平成十六年十月三十日
アゼルバイジャン共和国	平成十六年十月十六日
フィジー諸島共和国	平成十六年十月二十八日
ニカラグア共和国	平成十七年三月十七日
モルディブ共和国	平成十七年七月二十日
ホンジュラス共和国	平成十七年七月二十日
ウクライナ	平成十八年一月七日
モルドバ共和国	平成十八年一月十一日
キューバ共和国	平成十八年一月二十五日
リトアニア共和国	平成十八年七月二十日
イラン・イスラム共和国	平成十九年一月三十一日
キリバス共和国	平成十九年五月五日
ベルギー王国	平成十九年六月十九日
ベリーズ	平成十九年九月十九日
パナマ共和国	平成十九年十二月十九日
モンゴル国	平成十九年十二月十九日

二　フィンランド共和国政府は、前記の議定書の受諾書を平成十一年十二月十七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十二年三月十七日にフィンランド共和国について効力を生じた。

三　ウルグアイ東方共和国政府は、前記の議定書の批准書を平成十五年七月三十一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十五年十月三十一日にウルグアイ東方共和国について効力を生じた。

（平成十二年五月八日付け、同年六月七日付け、同年八月四日付け、平成十三年一月五日付け、同年十二月十七日付け、平成十四年一月二十八日付け、同年七月三日付け、平成十五年二月十日付け、同年六月十三日付け、同年八月二十二日付け、同年十月三十一日付け、平成十六年五月十四日付け、同年八月二十五日付け、平成十七年三月三十日付け、同年五月三十一日付け及び平成二十年一月二十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第五十一号

次に掲げる各国の政府は、平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

チリ共和国	平成十八年十月十六日
フランス共和国	平成十九年四月二十四日
大韓民国	平成二十年一月十一日
エストニア共和国	平成二十年五月十六日
リベリア共和国	平成二十年九月十八日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

チリ共和国	平成十九年六月十四日
フランス共和国	平成十九年七月二十四日
大韓民国	平成二十年四月十一日
エストニア共和国	平成二十年八月十六日
リベリア共和国	平成二十年十二月十八日

（平成二十年一月二十四日付け、同年五月十六日付け及び同年十月六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司